



じゅもくさいしゅけん 樹木採取権制度 ガイドラインについて

令和元年6月5日に可決・成立した「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が本年4月1日に施行され、^{じゅもくさいしゅけん}「樹木採取権制度」がスタートしました。これにあわせ、制度の運用について具体的に解説したガイドラインを作成しました。

この制度の創設の背景については、本誌148号(2019年7月)の特集「国有林改正法成立～樹木採取権制度などの導入～」をご覧ください。

樹木採取権制度 ガイドラインについて

1. 樹木採取権制度 ガイドラインの位置づけ

本年4月1日より、林野庁のホームページ上で樹木採取権制度ガイドラインを公表しています（P7参照）。このガイドラインは、樹木採取権制度への理解を深め、円滑に樹木採取権に係る事業を進めていくため、樹木採取権制度の運用の考え方及び制度における手続について解説するものです。

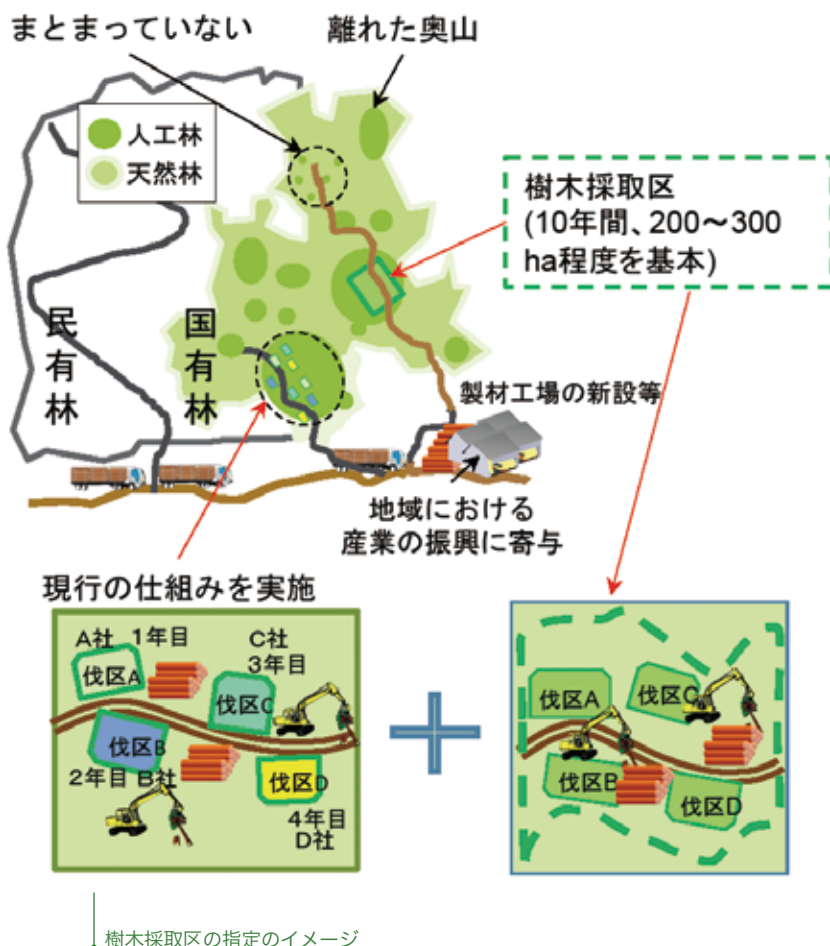
樹木採取権制度に関心のある一般の方や樹木採取権の設定を受けることを検討、希望する事業者の方、樹木採取権の設定を受けた事業者の方等にこのガイドラインを参考としていただければ幸いです。図や表を用いてガイドラ

インの内容を簡単に説明したガイドラインの概要も公表しておりますので、あわせてご利用ください。

なお、このガイドラインについて、本年2月19日から3月7日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）においてパブリックコメントを実施し、その結果、41件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及びそれに対する考え方については、e-Govにて公表しております（P7参照）。

2. 樹木採取権制度 ガイドラインの内容

ここでは、ガイドラインの内容のうち、国会での審議における論点等に



関する事項や、事業者の方に特にお知らせしたい事項について紹介いたします。

① 指定を行う森林の条件

樹木採取権の設定を行う箇所である樹木採取区は、法律上、(1)樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在す

る一団の国有林野の区域であること、(2)国有林及び民有林に係る施策を一体的に推進することにより地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること、の2つの条件に該当するものを指定することができるとされています。

具体的には、(1)については、原則と

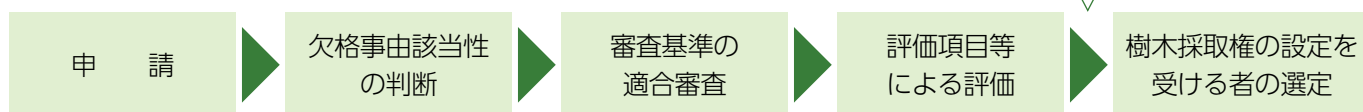
して、「樹木の採取に適する」は一般に流通している樹種（スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツなど）の人工林であることを指し、「相当規模の森林資源が存在する一団の国有林」は、一の森林計画区で例えば近接する複数の名称の国有林野において、一定期間、機械や土場を移転させずに効率的に事業を実施できる程度の林分のまとまりが確保できるものであることとしています。

また、②については木材供給量増大のニーズがあること、森林経営管理制度等への支援のための事業確保の必要性が高いこと、地域として林業事業体の生産力向上の必要性が高いこと等を勘案することとしています（詳細はガイドライン第2章に記載）。

②公募と樹木採取権者の選定

樹木採取区の指定後、樹木採取権の設定を受けることを希望する事業者を公募します。公募に当たっては、樹木採取区の名称、所在地及び面積、図面などの基礎的な情報、権利設定料や樹木料に関する事項、参加資格要件、事業者選定に用いる評価項目及び評価点、採取跡地の造林事業請負契約における条件、林道等の状況、申請書の提

評価点の最も高い者を選定



〈欠格事由〉

- ① この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 分収造林契約を解除され、その解除の日から2年を経過しない者
- ③ 第8条の22第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ④ 十分な社会的信用を有していない者
- ⑤ 法人であって、その業務を行う役員のうちに①から④のいずれかに該当する者があるもの

〈審査基準〉

- ① 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有すると認められること
- ② 申請額が森林管理局長が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること
- ③ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること
- ④ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと

〈評価項目例〉

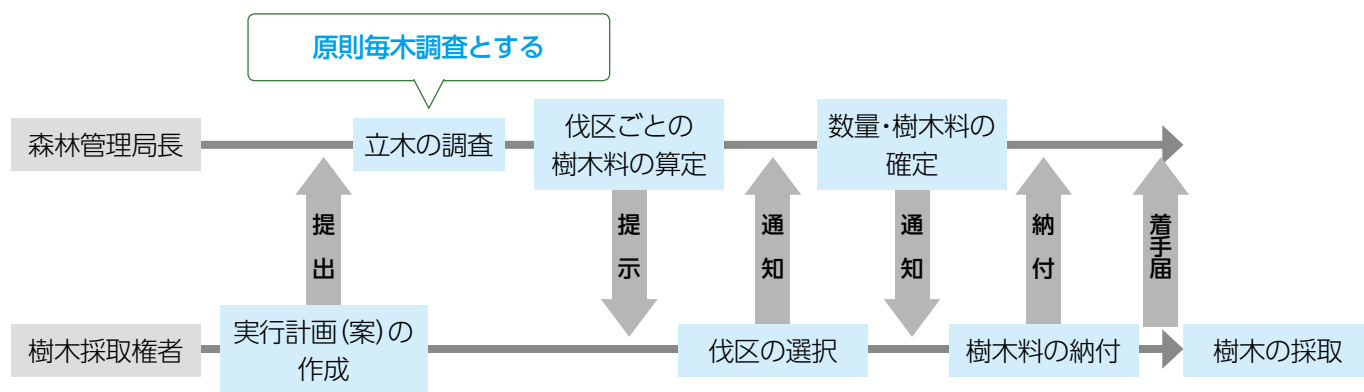
- 〈価格点〉
- ・ 申請額
- 〈加算点〉
- ・ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保
 - ・ 事業の実施体制
 - ・ 地域における産業の振興に対する寄与の程度
 - ・ 林業経営の改善に関する事項
 - ・ 雇用管理の改善
- 〈減点〉
- ・ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保

事業者の審査・評価・選定フロー

出期限から樹木採取権の設定までに要する期間の見込み等を示すこととしています（詳細はガイドライン第3章に記載）。

また、審査から選定までの流れについてですが、申請があったときは、まず、森林管理局長は、申請者が欠格事由に該当するか否かの判断を行い、欠格事由に該当しなければ、参加資格要件を含む審査基準に適合しているかどうかを審査することになります。その後、審査基準に適合していると認められる者の中から、申請額、事業の実施体制、地域の産業の振興に対する寄与の程度等を、公募時に示した評価項目、評価基準及び配点に従って評価し、その点数の合計により、最高点の者を樹木採取権の設定を受ける者に選定することになります（評価項目等についてはガイドライン第5章の別紙に評価一覧表（例）を記載）。

なお、欠格事由や審査基準の詳細については森林管理局長が定める樹木採取権の設定についての審査基準等に関する通知によることとなりますが、その標準例である「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する



樹木料の手続フロー

る審査基準等の標準例」を林野庁ホームページに公表しています。

③ 権利設定料の考え方

樹木採取権の設定を受けた者（樹木採取権者）は、国民共通の財産である国有林野に生育する樹木を長期安定的に独占して採取することにより、効率的かつ安定的な事業の実施が可能となることから、その事業利益が増加することになります。このため、国は、公平性及び公正性の観点から、樹木採取権者から権利設定料を徴収することとしています。権利設定料の額は、どのような事業者であっても共通して低減されると見込まれるコストに見合うものとして、既存の立木の買入において都度必要であった入札への参加、事務的な手間等に係る人件費等の低減相当分について、面積が増加するほど費用低減の度合いも大きくなることを踏まえ、国が一律に定め、機械的に算定します。権利設定料の具体的な額は、公募の際に公表します。

なお、公益上の理由による樹木採取権の取消しや災害等のやむを得ない理由による樹木採取権の放棄などの場合

は、これにより樹木を採取することができなくなった面積の割合に相当する権利設定料が返還されます（詳細はガイドライン第7章に記載）。

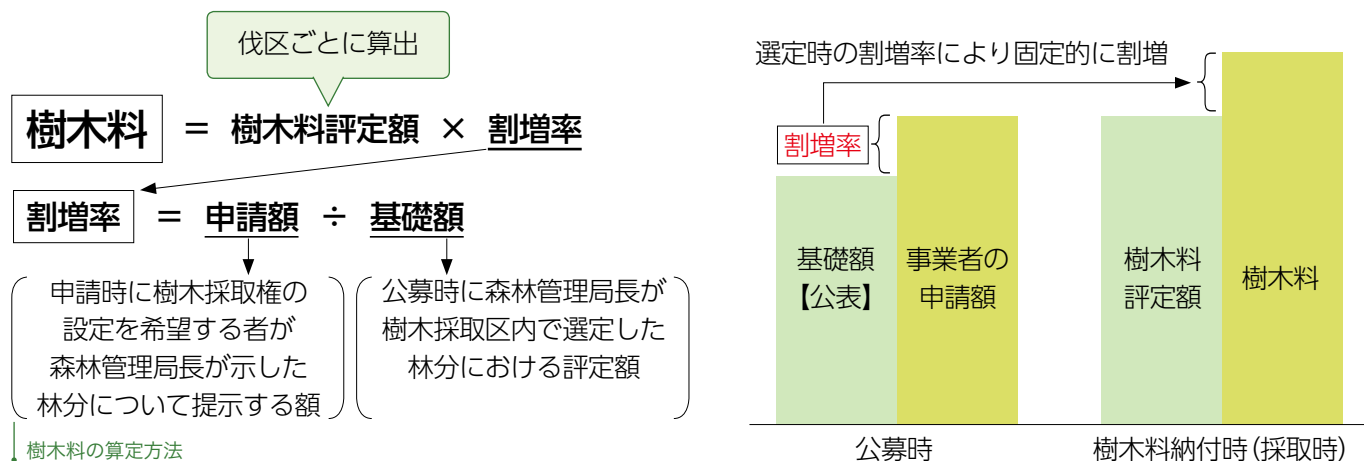
④ 木材の安定的な取引関係の確立

国会での論点の一つに、樹木採取権が設定されることで木材の供給量が増加し、材価が下落するのではないかとの議論がありました。

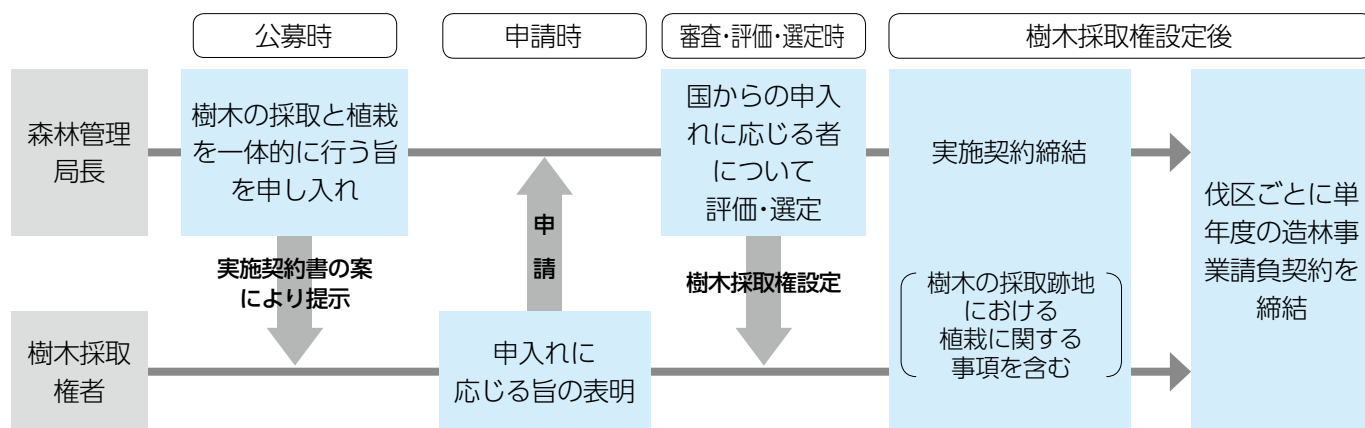
樹木採取権制度においては、木材価格の下落につながるのではないよう、樹木採取権の設定を受ける者の要件として、新規需要開拓に取り組む川中・川下の事業者と協定の締結等により連携する者であること、木材の安定取引に関する事項を盛り込んだ樹木採取権実施契約を国と締結することが法定されています。また、制度の運用に当たっては、これらの措置が着実に講じられるよう、木材の安定取引の状況について樹木採取権者に報告させ、必要に応じて国が調査等の対応を行うこととしています（詳細はガイドライン第14章等に記載）。

⑤ 樹木料の考え方

樹木採取権は、樹木採取区において



樹木料の算定方法



採取跡地における植栽手続フロー

樹木を採取することができる権利ですが、当該樹木は国の財産であることから、樹木採取権実施契約に樹木料の算定方法を定め、樹木採取権者は、この実施契約に基づき樹木料を国に納付しなければ、樹木を採取してはならないこととされています。具体的には、毎年度、国は樹木が採取される一塊の区域（伐区）ごとに立木の調査を行い、樹木料を算定して、当該伐区の樹木を採取する前に樹木採取権者が樹木料を納付することになります。

樹木料の算定方法は、国有林での立木販売実績を基に販売価額を求めるために統計的な手法を用いて作成した樹木料評定式により得られた樹木料評定額に割増率（樹木料の算定方法の図を参照）を乗じるというものです。一方で、伐区は樹木採取区内において樹木採取権者が設定できること、伐区ごとに国が算定した樹木料を示した上でどの伐区で実際に樹木料を納付して採取を行うかは樹木採取権者が選択できることなど、国有林でこれまで行われている立木販売にはない自由度があります。また、立木販売と同様に、樹木料を納付してから3年以内に樹木を採取、搬出するような仕組みとしています（詳細はガイドライン第15章に記載）。

⑥ 採取後の植栽

樹木採取区の採取跡地における植栽については、国会での論点の一つになったほか、報道においても懸念が示されました。

この点については、省令で「採取跡地における植栽の実施に関する事項」を樹木採取権実施契約で定める事項とし、樹木の採取と採取跡地における植栽を樹木採取権者が一体的に行わなければならないこととしています。また、樹木採取権者が何らかの理由により契約に基づく造林を実施できない場合であっても、一般競争入札により国が他の事業者に委託し造林を行います（詳細はガイドライン第17章に記載）。

3. 今後のスケジュール

今後、令和2年度～4年度にかけて、資源や需要の状況を見極めつつ、全国で10箇所程度の区域をパイロット的に順次指定する予定です。この指定にあたっては、区域面積200～300ha程度、権利期間10年程度を基本とする規模としています。また、併せて、地

域の取組として、大規模な製材工場を誘致する場合など、新規需要開拓に取り組む事業者の動向等を把握する取組も行っています。

今後、具体の指定地域について検討しつつ、制度の適切な運用を進めてまいります。

・林野庁

樹木採取権制度のページ

（ガイドライン等を掲載。）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori_ryuiki/jyumokusaisyukun.html



・e-Gov

（パブリックコメントの意見と回答を公表。樹木採取権で検索。）

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

